

海底直流送電事業に関する制度的支援の方向性と プロジェクトファイナンスの可能性

I. はじめに

II. 系統増強の費用負担に関する既存の法的枠組み

III. 更なる資金調達円滑化のための新たな支援制度

IV. 直近の議論状況

V. プロジェクトファイナンスの可能性

VI. おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 村上 祐亮

TEL 03 6266 8704

yusuke.murakami@mhm-global.com

弁護士 久保 圭吾

TEL 03 6266 8975

keigo.kubo@mhm-global.com

I. はじめに

2030 年度における温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）及び 2050 年のカーボンニュートラル達成のためには、再生可能エネルギーの大量導入と電力の安定供給を両立させることが不可欠であり、その実現に向けて、地域間・地域内の電力融通を円滑化する系統整備の加速化が極めて重要な課題となっています。中でも大規模な設備投資が必要となる歴史的事業として注目を集めているのが、地域間における長距離かつ大規模の送電を実現するための海底直流送電線の整備です。

本年 2 月に閣議決定された「GX 実現に向けた基本方針」¹においては、北海道からの海底直流送電については、2030 年度を目指して整備を進めるとともに、系統整備に必要な資金調達を円滑化する仕組みの整備を進める方針が明記されています。また、本年 3 月には、電力広域的運営推進機関（以下「OCCTO」といいます。）が広域連系系統の長期方針の全体像を示した「広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）」（以下「マスタープラン」といいます。）を作成し、公表しました²。マスタープランにおいては、各地域間連系線の増強に加え、北海道・東北・東京間に海底直流送電線（ベースシナリオで北海道～東北間で 600 万 kW、東北～東京間で 800 万 kW 程度）を新設することが必要である旨が改めて示されました³。そのうち 200 万 kW については、2030 年度の新設を目指して計画策定プロセスが進行中であり⁴、2030 年からの逆算で見ると極めてタイトなスケジュールで開発を進める必要がある一方で、1 兆円を超える巨額の設備投資が必要となるため、必要な法制度の整備と同時並行で資金調達の在り方についても急ピッチで検討が進められている状況にあります。北海道では、本年 5 月に洋上風力発電の入札が行われる候補エリアとして 5 つの有望区域が選定されましたが、北海道

¹ https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002_1.pdf

² https://www.occto.or.jp/kouikikeitou/chokihoushin/230329_choukihoushin_sakutei.html

³ マスタープラン p19

⁴ 本年 9 月 27 日再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第 55 回）資料 2（https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/055_02_00.pdf） p5

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

エリアで洋上風力発電を大量導入する前提としても、海底直流送電の早期導入が期待されています。

本稿では、かかる海底直流送電線事業の開発を支援するための基本的な法的枠組みと議論状況を整理するとともに、同事業向けの資金調達についてプロジェクトファイナンスの手法を用いる可能性についても検討します。

II. 系統増強の費用負担に関する既存の法的枠組み

現行法の下でも、2020年に成立した法改正（いわゆる「エネルギー供給強靱化法」に基づく電気事業法、再エネ特措法等の改正）の結果、地域間連系線及びそれに伴い増強される地内系統の整備に必要となる費用を全国大で調整・確保する「全国調整スキーム」により、系統増強に必要な資金調達の環境整備は既に一定程度図られています。

1. 系統設置交付金

まず、再エネ導入による環境への負荷低減効果は全国大で需要家に裨益するものであるとの考え方の下、その実施により系統制約が解消され、再エネの導入拡大が見込まれる系統の増強費用として、原則全国で負担すべきものと整理された費用のうち、再エネ導入に伴い見込まれる社会的便益（電力価格低下及びCO₂削減効果）に対応した金額を再エネ賦課金を原資として確保・交付する制度として系統設置交付金の制度が設けられています。すなわち、一般送配電事業者又は送電事業者は、再生可能エネルギー電気の利用を促進するための変電用又は送電用の電気工作物（系統電気工作物）を設置する場合、設置及び維持に要する費用を使用期間（＝建設完了後の運営期間）にわたり回収するための交付金（系統設置交付金）の交付をOCCTOから受けることができます（再エネ特措法28条1項、2項）。

2. 全国託送方式・広域系統整備交付金

他方、系統増強費用のうち、再エネ以外の電源に由来する効果分については全国の託送料金により負担する全国託送方式に加えて、託送料金軽減の観点から国が定める一定の比率⁵までJEPX（卸電力取引所）の値差収益（広域系統整備交付金）によって負担することとされています。このうち、広域系統整備交付金については、OCCTOは、JEPXにおける地域間売買取引の決済に係る利益（いわゆる「値差収益」）の納付を受け（電気事業法99条の8）、かかる納付金を「変電用、送電用及び配電用の電気

⁵ 直近の審議会では、レベニューキャップ制度の下において「託送料金による費用回収分を一定程度残すことで、事業者の創意工夫による効率化インセンティブを働かせる」という観点から、再エネ便益に係る費用以外の費用の半分（1/2）を広域系統整備交付金の交付対象とする方向が示されています。本年10月31日電力・ガス基本政策小委員会（第66回）資料6

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/066_06_00.pdf p40

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付する」こととされており（同法 28 条の 40 第 1 項 5 号の 2）、また、かかる業務を遂行するため、OCCTO は、「広域系統整備計画」を作成することとされています（同法 28 条の 40 第 1 項 5 号の 3）。今後、マスタープラン全体の増強方策のうち、どの増強方策（個別計画）から計画策定プロセスを開始するかを判断したうえで、広域系統整備計画の策定に向けて計画策定プロセスが進められることが想定されており、前述のとおり、北海道・東北・東京間に 200 万 kW の海底直流送電線を整備する増強策については既に計画策定プロセスが進行中の状況にあり、2024 年目途の広域系統整備計画の策定に向けて検討を加速していくものとされています。

Ⅲ. 更なる資金調達円滑化のための新たな支援制度

もっとも、上記のような全国調整スキームによる系統増強の費用負担の枠組みは、運転開始後の資金交付を想定したもので、運転開始より前の建設段階の資金調達を直接円滑化する効果はなく、よって、完工遅延リスクにも対応できないという限界も指摘されていました。

そこで、本年 5 月に成立した法改正（いわゆる「GX 脱炭素電源法」による電気事業法、再エネ特措法等の改正。2024 年 4 月 1 日施行予定。）により、運転開始前の建設段階から資金調達を支援するための新たな制度が導入されました。

具体的には、広域系統整備計画に定められた電気工作物であって経済産業省令で定める規模（距離 100km 又は設備容量 100 万 kW とする方向⁶）以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者は、「整備等計画」を作成し、経済産業大臣に提出して、その認定を受けるという新たな枠組みが創設されました（改正後電気事業法 28 条の 49 第 1 項）。かかる認定を受けた事業者は、以下の 2 つの支援を受けることができます。

1. 特定系統設置交付金

まず、再エネ賦課金を原資とした系統設置交付金を建設段階（着工時点）から前倒しで交付することを可能にするため、整備等計画の認定を受けた事業者は、当該計画に係る系統電気工作物の設置にあたり、設置に要する費用を、工事開始日から使用開始の前日までの期間にわたり回収するための交付金（特定系統設置交付金）の交付を受けることができることとなりました（改正後再エネ特措法 28 条の 2 第 1 項）。前述のとおり、現行法下の系統設置交付金は、あくまで系統電気工作物の「使用期間」（＝運営期間）にわたり交付されるものでしたが、これに対して、特定系統設置交付金は、多額の建設費用が必要となる建設期間中に交付を受けることができます。これにより、

⁶ 本年 6 月 27 日電力・ガス基本政策小委員会（第 63 回）資料 4
(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/063_04_00.pdf) p12

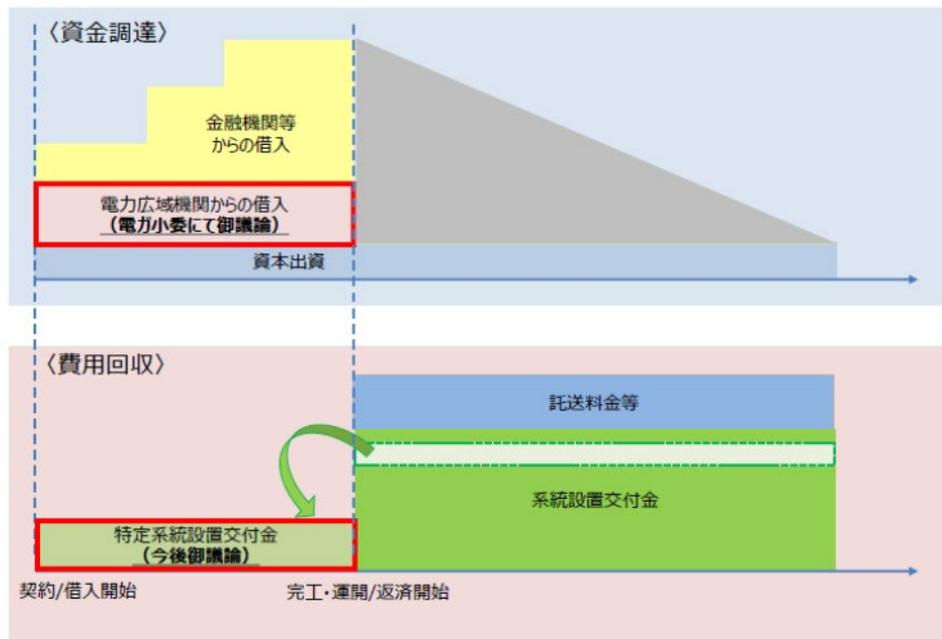
ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

建設段階から事業者の資金調達の一部を支援するだけでなく、資金調達に要する費用を低減することによって将来的な国民負担の低減に資する効果も期待されています。

2. OCCTO による貸付

また、合わせて、OCCTO に納付される JEPX の値差収益を原資とした系統増強費用の負担についても、前述のとおり託送料金軽減の観点から広域系統整備交付金を交付するだけでなく、整備等計画の認定を受けた事業者に対して貸付を行うことを認める制度が新設されました。すなわち、OCCTO の業務内容には、納付を受けた値差収益を原資として整備等計画の認定を受けた事業者に対して必要な資金を貸し付けることが新たに追加されるとともに（改正後電気事業法 28 条の 40 第 1 項 5 号の 3）、広域系統整備計画はかかる貸付業務の実施のためにも作成されることとなりました（同法 28 条の 40 第 1 項 5 号の 4）。

これら 1. 及び 2. の追加支援策の位置付けについては、下記図のとおり⁷、1. は費用回収（収入）の支援として、2. は資金調達（負債）の支援として、それぞれ位置付けることができます。



⁷ 本年 6 月 21 日再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第 52 回）資料 2（https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/052_02_00.pdf）p12

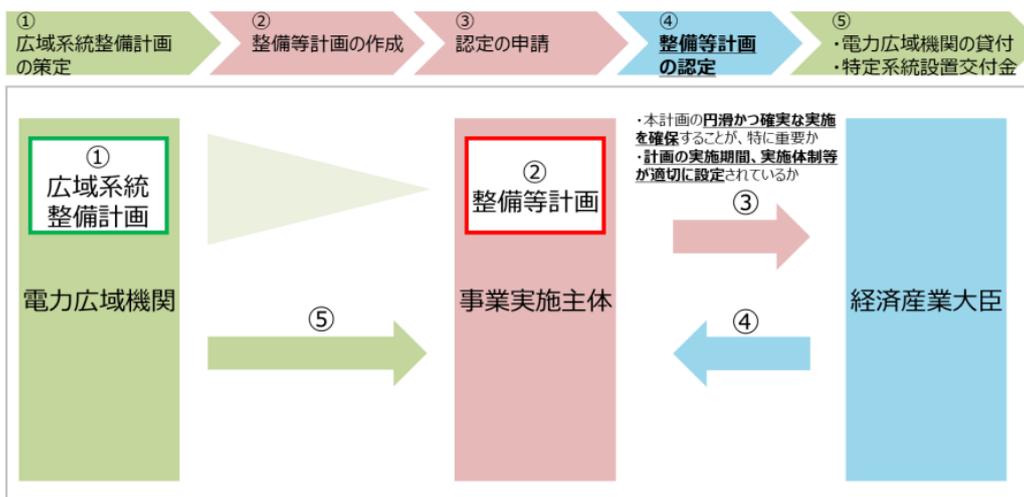
ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

IV. 直近の議論状況

上記のとおり、近時の法改正により、系統増強に向けた支援の制度枠組みが整いつつありますが、他方で、今後の議論に委ねられている論点もまだ数多く残っているのが現状です。以下では、現時点での議論状況として、主要な論点をいくつか解説します。

1. 整備等計画の認定プロセス

前述のとおり、特定系統設置交付金の交付や OCCTO による貸付を受けるためには、事業者は、その作成する「整備等計画」について経済産業大臣の認定を受ける必要があります。かかる認定に際しては、対象となる送電線等の規模や当該計画の実施体制等の確認を行うとともに、当該事業実施主体の適格性を判断することとされています（下記は計画認定に至るまでのフローのイメージ図です。）⁸。他方、具体的に整備等計画として記載すべき内容や整備等計画の認定プロセスなどについての詳細は未だ示されておらず、今後、急ピッチで議論が進められるものと予想されます。



2. 認定事業者の資金調達支援の詳細設計

認定整備等事業者が建設期間中に交付を受けられる特定系統設置交付金の対象となる具体的な費用については、現在、審議会（再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会）において議論が進められており、基本的には、①利息相当分の費用に加え、②利息低減による将来的なコスト削減効果が認められる債務保証料（工事期間中に建設のために発生する債務保証料）及び③保険料（工事期間中に建

⁸ 本年9月27日再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第55回）資料2（https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/055_02_00.pdf）p21

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

設のために発生する保険料)を対象とする方向性が示されています⁹。また、交付額は、対象費用に基づく申請額(実額ベース)に広域系統整備計画の中で算定される「再エネ寄与率」を乗じて算定されることとされています。

また、値差収益を原資とした OCCTO による貸付については、民間金融機関では資金供給が困難なタイミング・条件等で OCCTO が資金供給を引き受けることにより特に建設段階のプロジェクトリスクを補完するとともに、低利での融資により事業者の資金調達コストを低減し、電気料金(国民負担)への転嫁等を最大限低減することを目指して、今後、具体的な貸付のタイミングや条件等について議論を進めることとされています¹⁰。実務上、後述するプロジェクトファイナンス組成にあたっては、シニアローンとの優先劣後関係を含めて、全体のファイナンスパッケージの中にどのように組み込んでいくのかという点も合わせて検討を進める必要があると考えられます。

さらに、大規模かつ類例の少ないプロジェクトの遅延・増額リスクを低減する仕組みとして、債務保証等による国による関与のあり方についても、引き続き検討することとされています¹¹。この点、本年5月に成立した、いわゆる GX 推進法に基づき設立される予定の GX 推進機構は、民間金融機関等が取り切れないリスクを特定したうえで、GX 技術の社会実装段階における金融手法によるリスク補完策(債務保証等)を検討・実施していくことが期待されています¹²。また、今後、国としてカーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源を裏付けとした 20 兆円規模の「GX 経済移行債」を、2023 年度以降 10 年間、毎年度、国会の議決を経た金額の範囲内で発行していくことが予定されていますが、かかる「GX 経済移行債」の想定される資金用途の一つとして海底直流送電線の整備も掲げられているところです¹³。

3. 制度設計と開発準備のタイムライン

北海道と本州をつなぐ海底直流送電を中心とした東地域の計画策定プロセスについては、本年9月に、OCCTO に設置されている「整備計画具体化に向けた作業会(東地域)」に民間事業者を追加メンバーとして加えることで体制強化が図られており¹⁴、今後、年度内を目途として、資金調達等の環境整備の具体化と並んで事業実施主体・実施案の募集を進めるための基本要件の検討・策定を加速して進める予定とされてい

⁹ 同 p23

¹⁰ 本年 10 月 31 日電力・ガス基本政策小委員会(第 66 回)資料 6

(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/066_06_00.pdf) p46

¹¹ 本年 6 月 21 日再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第 52 回)資料 2

(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/052_02_00.pdf) p11

¹² 本年 7 月に閣議決定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」

(<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230728002/20230728002-1.pdf>) p22

¹³ 本年 11 月 7 日 GX 実行会議(第 8 回)資料 4

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaiqi/dai8/siryuu4.pdf) p9

¹⁴ 本年 9 月 28 日 OCCTO 「東地域の広域連系系統に係る計画策定プロセス 整備計画具体化に向けた作業会(東地域)の追加メンバー募集について」

(https://www.occto.or.jp/iinkai/kouikikeitouseibi/2023/seibi_higashi_member_boshuu.html)

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

ます¹⁵。このように、2024年度に事業実施主体・実施案の募集・評価・決定、そして、広域系統整備計画の策定に移るために極めてタイトなスケジュールで制度設計が進められることが想定されていますが、かかる制度設計と同時並行で、事業者（事業実施主体の候補者）の方でも事業実施に向けた準備や事業実施案の検討を進めることが求められるところです。

4. その他事業開発上の諸課題

上記のような制度枠組みに関する論点のほか、今後、実際に事業者が事業開発を進めることを想定した場合には、様々な課題を整理しておく必要があります。

この点、2021年3月から2022年4月にかけて、「長距離海底直流送電の整備に向けた検討会」において、技術的な問題を含む様々な課題について論点整理が行われていたところであり、今後、資源エネルギー庁の大量導入小委員会や電力・ガス基本政策小委員会、OCCTOの広域系統整備委員会や「整備計画具体化に向けた作業会」において更に議論が深められる予定です。

主要な論点としては、たとえば、ケーブルの敷設方法・ルート選定といった技術的事項のほか、ケーブルの敷設は海域の利用を伴うものであるため、漁業者等の先行利用者を特定したうえで当該先行利用者との関係を整理する必要があります。また、ケーブルの敷設にあたっては北海道から東北を経由して東京に至るまで長距離にわたって海域の占有が必要になるため、現行法の下では海域の占有許可についても法令毎にケーブルの敷設海域・揚陸部等の対象となる全ての自治体から多数の許認可を取得する必要があると考えられるため、早期の開発を実現し、長期的に安定供給を維持する観点からも、許認可手続の円滑化が期待されるところです¹⁶。

V. プロジェクトファイナンスの可能性

海底直流送電事業においては、前述のとおり、北海道・東北・東京間の200万kWの整備だけでも、1兆円を超える巨額の投資が必要とされています。かかる巨額の投資を実現するためには、長期安定したキャッシュフローを実現するための事業ストラクチャーとそれに基づくファイナンスの組成が期待されるところです。実際、2021年から立ち上げられた「長距離海底直流送電の整備に向けた検討会」における初期的な議論の段階からファイナンスの組成が主要な課題の一つとしてこれまで議論されてきました。とりわけ、事業者と金融機関の双方にとって、事業実施主体（SPC）の出資者自身のクレジットではなくプロジェクト自体の事業性に相当程度依拠した形でプロジェクトファイナンスを組成できるかという点が大きな関心事となるものと予想されます。そ

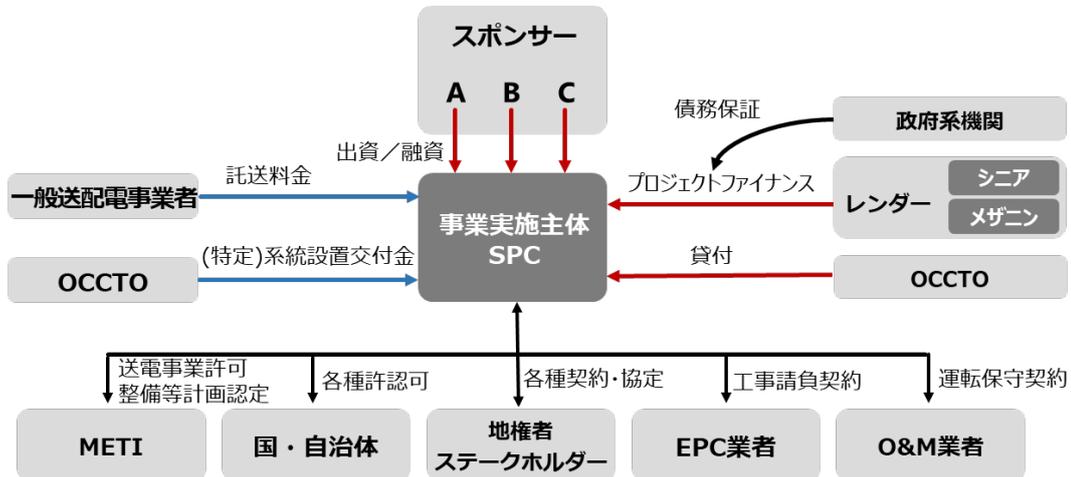
¹⁵ 本年9月27日再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第55回）資料2（https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/055_02_00.pdf）p26

¹⁶ 2022年4月22日長距離海底直流送電の整備に向けた検討会（第6回）資料3（https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/chokyoru_kaitei/pdf/006_03_00.pdf）p14-15

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

ここで、以下では、現時点で想定される事業ストラクチャーとプロジェクトファイナンスの可能性について概説します。

1. 想定されるファイナンス・ストラクチャー例



現在、来年度の事業実施主体・実施案の募集に向けた基本要件の検討が進められているところですが、さしあたり、海底直流送電事業において想定される事業開発・ファイナンスのストラクチャー例としては、たとえば、上記図のような形が考えられます。

まず、前述のとおり、建設期間中の資金調達としては、スポンサー企業（コンソーシアムメンバー）による事業実施主体（SPC 又は合弁会社）に対するエクイティ出資と民間金融機関からのシニアローンに加えて、OCCTO からの貸付や特定系統設置交付金を用いることが考えられます。この点、1兆円を超える巨額の資金調達を実現するためには、エクイティについても、普通株式による出資だけでなく優先株による出資や匿名組合出資などを組み合わせることや、デットについても、シニアローンだけでなくメザニンローンや（場合によっては）ボンド・債券や信託を活用した金融商品を組み合わせることでファンディング・ギャップを埋めることも検討に値すると思われます。また、前述のとおり、信用補完のために一定の範囲内では政府機関による債務保証が付く可能性があると考えられます。

また、運営期間におけるキャッシュフローの源泉としては、OCCTO から交付を受ける系統設置交付金（再エネ賦課金）のほか、一般送配電事業者から託送料金相当の対価を收受することが考えられるため、長期安定したキャッシュフローが確保されるという点ではプロジェクトファイナンスの組成に馴染みやすいと言えます。実際のプロジェクトの操業期間については、現時点で特に明確な議論がなされていないようですが、系統設置交付金の交付期間は「設備の耐用年数」とされていますので¹⁷、プロジェクトファイナンスを組成するうえでの貸付期間も、当該年数も勘案したうえで

¹⁷ <https://www.occto.or.jp/fip/koufukin.html>

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

(相当期間のバッファーを見て) 設定することになると思われます。

なお、事業実施主体は、電気事業法上の送電事業者としての許可を受けて送電事業を営むことが想定されるため、グループ会社間の兼職規制など送電事業の中立性を確保するための一連の行為規制が適用され得ることも念頭においてコンソーシアム内の資本関係を含め事業開発・ファイナンスのストラクチャーの最適化や体制整備を検討する必要があります。

2. プロジェクトファイナンス組成上の法的留意点(担保設定に関して)

海底直流送電事業においてプロジェクトファイナンスによる資金調達を行う場合には、通常のプロジェクトファイナンスと同様、原則としてプロジェクトを構成する全ての資産に対して担保設定が求められるものと予想されます。中でも、中核をなす海底ケーブル自体に対する担保設定方法を検討するにあたっては、その前提として海底ケーブルの民法上の法的性質を検討する必要があります。着床式の洋上風力発電設備の場合と同様、ケーブルは海底面に固定して敷設されることとなりますが、そもそも海底面は法的に土地(ないし不動産)と評価されるかという根本的な問題について、最高裁判所は、特別な立法政策等がない限り、海は所有権の客体たる土地に当たらないという立場を伝統的に採っています(最判昭和61年12月16日民集40巻7号1236頁)。民法上、土地及びその定着物が「不動産」とされ、不動産以外のものは全て動産とされているところ(民法86条1項、2項)、判例の立場を前提に海底面が「不動産」ではないとすれば、海底面に据え付けられたケーブルも「土地及びその定着物」たる「不動産」には該当せず、あくまで民法上の「動産」と整理されるものと考えられます。その場合、動産譲渡担保によるか、あるいは、ケーブルが陸揚げされた先の敷設用地を起点としてケーブルその他の資産から成る工場財団を組成し、工場財団抵当権を設定するかの2通りのアプローチがさしあたり考えられるところです。

また、前述のとおり、事業実施主体はOCCTOから特定系統設置交付金や系統設置交付金の交付を受けることとなりますので、OCCTOに対する交付金請求権についても担保設定が求められる可能性があります。この点については更なる制度運用の具体化を待つ必要がありますが、同じくOCCTOからの交付金が制度化されているFIP制度の下では、実務上、OCCTOに対するFIPプレミアム交付金請求権に対して担保設定することは可能であり、既に事例もあるところですので、これと同様の方向性での運用となるとすれば、交付金請求権についての担保設定も可能となるものと見込まれます。

VI. おわりに

以上のとおり、海底直流送電事業については、資金調達や費用回収の支援策を含め一定程度の法整備がなされてきている一方で、実際に事業開発を進めるにあたっては、ま

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

だまだ多くの未解明論点や課題が残っており、事業者や金融機関としては不確定要素を多く抱えたまま事業開発の準備を急ピッチで進めなければならない状況にあります。本稿は、さしあたり、現時点までに公表されている情報に基づき、ハイレベルな論点整理を試みたものですが、今後も、引き続き、議論の進捗状況に応じて最新の情報とそれに基づく考察をクライアントの皆様提供してまいります。

セミナー情報

- セミナー [『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー：第1回「『サステナビリティ×ファイナンス』イントロダクション』』](#)

視聴期間 2023年10月30日（月）～2024年5月31日（金）

講師 末廣 裕亮、富永 喜太郎

主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー [『経済安保推進法連続ウェビナー「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度」－2024年春の運用開始に向けた準備のポインター：第1回「制度概要と実務対応の着眼点』』](#)

視聴期間 2023年10月31日（火）～2023年12月15日（金）

講師 宮岡 邦生、西岡 研太、瀧山 侑莉花

主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー [『第5238回金融ファクシミリ新聞社セミナー「カーボン・クレジット／非化石証書の取引と留意点－東証によるカーボン・クレジット市場の開設等を踏まえー』』](#)

開催日時 2023年11月15日（水）13:30～15:30

講師 鮫島 裕貴

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

文献情報

- 論文 「データセンター投資における ESG の取組み ～グリーンデータセンターへの挑戦・再エネ電源開発の新潮流も踏まえて～」
掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.75
著者 蓮本 哲、野間 裕亘（共著）

- 論文 「企業法務最前線〈第 260 回〉カーボンニュートラルの実現に向けた環境価値取引の法務」
掲載誌 月刊監査役 755 号
著者 木山 二郎

NEWS

- **asialaw 2023-24 にて高い評価を得ました**
当事務所は asialaw 2023-24 にて Outstanding firm として紹介され、当事務所と当事務所の弁護士が Energy の分野及び業種において高い評価を得ております。さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited) においても同様に高い評価を得ております。

森・濱田松本法律事務所

Japan (Industry sector)

- ・ Energy (Outstanding)

Thailand (Industry sector)

- ・ Energy (Outstanding)

Myanmar (Industry sector)

- ・ Energy (Highly recommended)

弁護士

Japan (Practice area)

- ・ Energy : Distinguished practitioner: 小林 卓泰

Thailand (Industry sector)

- ・ Energy : Elite practitioner: ジェッサダー・サワッディポン
Distinguished Practitioner: ジョセフ・ティスティウオン
Notable practitioner: スパトラー・サターポンナーノン、デイビット・ベックステッド
Rising star: サランポーン・チャイアナン

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

➤ 札幌オフィス業務開始のお知らせ

札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2023年10月23日より、正式に業務を開始いたしました。

札幌オフィスには、M&A、事業承継、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士に加え、稲津 康太 弁護士が所属し、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡及び高松）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・再生可能エネルギー等のインフラ／エネルギー関連・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与してまいり所存です。

➤ ニューヨークオフィス業務開始のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、2023年9月6日より、ニューヨークオフィス（正式名称：Mori Hamada & Matsumoto NY LLP）を開設し、業務を開始いたしました。

ニューヨークオフィスには、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就任するとともに、クロスボーダー案件に関し高い専門性、経験および実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士および鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーな競争法案件や不正調査・危機管理対応、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A およびコーポレート業務にとりわけ精通しています。また、シニア・アソシエイトの須納瀬 史也 弁護士および川本 健 弁護士も常駐いたします。

当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件について、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりました。米州・米国は、クライアントの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、巨大なリーガル市場を抱え、法的リスクもひと際大きい市場の一つといえます。とりわけニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、当事務所のニューヨークオフィスを通じて、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまたがる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスは、当面、仮オフィスにて業務を行い、2023年末を目途に、本オフィスに移転する予定です。本オフィス移転時には改めてご案内させて

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

いただきます。

➤ インドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンスサービス開始のご挨拶

当事務所は、本年7月までインドネシア投資省ジャパンデスク担当として活動していた本間 久美子氏の参画を得て、インドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンスサービスの業務を開始いたしました。

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、インドネシア現地の政治・経済・各種統計情報等をインドネシア語の一次情報から収集し、当該情報を多面的に分析すること、当該分析結果を当地事情も踏まえて立体的に提供しつつ、必要に応じた政府機関への働きかけについてもサポートすることを内容としたサービスとなります。

業務開始に当たって本間 久美子からご挨拶を申し上げます。

「この度、森・濱田松本法律事務所にてインドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンス・サービスを担当することとなりました本間でございます。

インドネシア国立バンドン工科大学での4年に渡る博士共同研究を経て、在インドネシア日本国大使館、ジャカルタ日本人商工会議所、インドネシア投資省(JICA 専門家)にて経済関連業務に従事してまいりました。特に日系企業が直面するインドネシアの投資規制動向のアップデートと、その適切な緩和に向けた政府渉外を主軸に活動してきました。

多様な情報と人脈を扱うインテリジェンス業務は信用を第一とする世界でもあり、皆様のビジネスに寄り添い成功につなげるためにも、新興国とのフェアで誠実な関係構築を心がけております。

皆様にとっての身近な外部専門家としてお役に立てるよう、常に情報のアンテナを高く保ち、フレッシュで確度の高い情報提供、インドネシアの事情も踏まえた深い分析に努めてまいります。

本間 久美子」

ストラテジック・インテリジェンスサービスの詳細については、こちらをご覧ください。今後さらに日系企業の皆様のインドネシアにおけるビジネスの一助となるよう努めてまいります。